

勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、所要の措置をとられるよう勧告する。

1 期末手当

(1) 令和2年12月期の支給割合

① 再任用職員及び特定任期付職員以外の職員

期末手当の支給割合を1.25月分（特定管理職員にあつては、1.05月分）とすること。

② 特定任期付職員

期末手当の支給割合を1.65月分とすること。

(2) 令和3年6月期以降の支給割合

① 再任用職員及び特定任期付職員以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.275月分（特定管理職員にあつては、それぞれ1.075月分）とすること。

② 特定任期付職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。

2 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。ただし、1の(2)については、令和3年4月1日から実施すること。